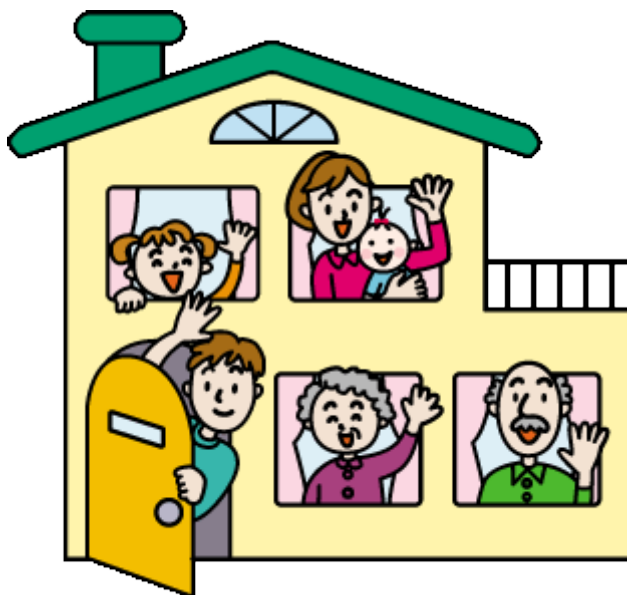


# 住宅修築資金融資あっせん制度

(申込みのしおり)

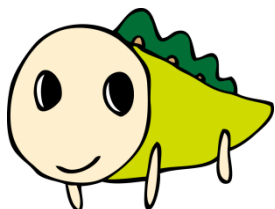


工事を着手する前にお申込みください

## もくじ

制度のあらまし 申込みの受付 .....	1 ページ
融資の対象となる工事、ならない工事 .....	1 ページ
融資の申込みができる方の資格 .....	2 ページ
融資の条件 .....	4 ページ
申込みに必要な書類 .....	6 ページ
申込みにあたってのご注意 他の融資制度 .....	7 ページ
記入例 (あっせん申込書・工事審査申請書) .....	8 ページ
賃貸用住宅の所有者の方へ .....	12 ページ
住宅修築資金取扱金融機関 .....	14 ページ
申込みから融資までの流れ .....	16 ページ

杉 並 区



## 制度のあらまし

この制度は、申込者が所有（配偶者又は直系親族の所有の住宅も含まれます。）し、居住する住宅を修繕又は増築するための資金が必要な方に、区が取扱金融機関に資金の融資をあっせんし、あっせん先の金融機関から低利で融資を受けていただく制度です。

区は融資を受けた方の金利負担を軽減するために、融資した金融機関に利子補給を行います。

## 申込みの受付

お申込みは、必ず工事を着手する前に行ってください。着工後のお申込みについてはあっせんできません。

年間を通じて随時受け付けます。

ただし、区の年間の融資限度額に達したときは、受付を締め切ることがあります。

## 融資の対象となる工事

対象となるのは、申込者ご自身が「居住している住宅の修繕と増築」、若しくは「所有する賃貸用住宅の修繕」です。

### 修 繕

- 基礎、土台、外壁、屋根
- 台所、浴室、便所等
- 内部の模様替え
- 分譲マンションの住居部分
- 高齢化対応工事（5ページ参照）
- 耐震改修工事（5ページ参照）
- アスベスト除去等の工事（5ページ参照）

### 増 築

- 床面積を増加させる工事（建築確認申請が必要です）

【賃貸用住宅について増築は対象外です】

## 融資の対象とならない工事

- 浴槽、湯沸器など器具のみの交換工事
- 塀などの外構工事 ● 配管工事
- 駐車場 ● 植栽 ● 門扉

## 融資の申込みができる方の資格

お申込みになる方は、次のすべてに該当することが必要です。

- ① 区内に引き続き1年以上住所を有し、区内の自己所有の住宅に居住していること。  
自己所有の住宅には、配偶者又は直系親族の所有の区内住宅も含まれます。  
(3ページ「融資を受けられる方」もご覧ください) ⇒
- ② 申込者の前年の総所得金額の合計が、100万円以上で、1,200万円未満であること。  
(3ページ「総所得金額について」もご覧ください) ⇒
- ③ 申込者の年齢が、申込時に満20歳以上で、返済完了時に満70歳未満であること。(3ページ「返済完了時に満70歳以上の方」もご覧ください) ⇒
- ④ 住民税を滞納していないこと。
- ⑤ 次の要件に該当する連帯保証人を1名得られること。
  - ・ 東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県又は山梨県に住所を有すること。
  - ・ 申込者と生計を一にしていないこと。
  - ・ 十分な保証能力が認められること。
  - ・ 住民税を滞納していないこと。
  - ・ 現在、「杉並区住宅修築資金」の融資を受けていないこと。
- ⑥ 現在同一の住宅について、「杉並区住宅修築資金」の融資を受けていないこと。

★賃貸用住宅の所有者の方は条件が違います。 → P12

### 融資を受けられる方

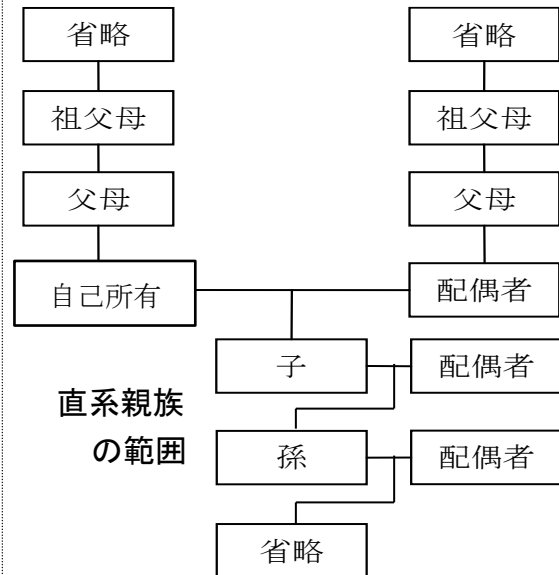
次の方が申込者となることもできます。

#### 同居の親族

2 ページ①に該当する自己所有者と同居している直系親族

#### 同居予定の親族

工事完了後、自己所有者と同居する予定の直系親族



### 総所得金額について

令和00年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	氏名	(受給者番号)	
		フリガナ		
		(役職名)		
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収額
給料・賞与				

こちらの金額

・ 給与収入の方は  
源泉徴収票の  
「給与所得控除後の金額」

・ 所得税の確定申告をしている方は  
確定申告書の控えの  
「所得金額合計欄」

令和00年分の所得税の確定申告書  
(第一表)

所得金額	事業等	①							
	農業	②							
	不動産	③							
	利子	④							
	配当	⑤							
	給与	⑥							
	雑	⑦							
	総合譲渡・一時 ケ+((コ+サ)×1/2)	⑧							
	合計	⑨							

こちらの金額

※ いずれも退職所得、山林所得のあった方は、その金額を含みます。

### 申込み時又は返済完了時に満70歳以上の方

申込者の子、孫又はそれらの配偶者が、申込者の「連帯債務者」となるときは、申込みことができます。(連帯債務者とは別に連帯保証人が必要となります。)

「連帯債務者」は、次の要件が必要です。

- ・ 償還能力が十分と認められること。
- ・ 住民税を滞納していないこと。

## 融資の条件

融資の条件は、次のとおりです。

	一 般 融 資	特 別 融 資							
	(一般利率)	(一般利率)	(特別利率)						
	/	/	特別利率は、 <u>対象となる工事</u> の費用が、融資申込額の2分の1以上の場合に適用します						
対 象 と する な 世 帯	右以外の世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者の同居する世帯</li> <li>・ 多世代又は六人以上の世帯</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者等の同居する世帯</li> <li>・ <u>高齢化対応工事</u>を行う高齢者の同居する世帯</li> <li>・ <u>耐震改修工事</u>を行う世帯</li> <li>・ <u>アスベスト除去等の工事</u>を行う世帯</li> </ul>						
本人負担 利 率	固定金利 <b>1.5%</b>	固定金利 <b>1.5%</b>	固定金利 <b>1%</b>						
融 資 限 度 額 (1万円単位)	<b>300万円</b> (見積書の金額の範囲内)	<b>500万円</b> (見積書の金額の範囲内)							
床 面 積	165㎡以下 (約50坪以下)	240㎡以下 (約73坪以下)							
融 資 期 間 及 び 物 的 担 保	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">融資額 <b>300万円 以下</b></td> <td style="width: 33%; text-align: center;"><b>7 年以内</b></td> <td style="width: 34%; text-align: right;">原則 <b>担保なし</b></td> </tr> <tr> <td>融資額 <b>300万円 超</b></td> <td style="text-align: center;"><b>10 年以内</b></td> <td style="text-align: right;">原則 <b>担保あり</b></td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 融資期間は3か月の据置期間（任意選択）を含み、6か月以上</li> <li>・ 物的担保の取扱いは、金融機関によって異なります。</li> </ul>			融資額 <b>300万円 以下</b>	<b>7 年以内</b>	原則 <b>担保なし</b>	融資額 <b>300万円 超</b>	<b>10 年以内</b>	原則 <b>担保あり</b>
融資額 <b>300万円 以下</b>	<b>7 年以内</b>	原則 <b>担保なし</b>							
融資額 <b>300万円 超</b>	<b>10 年以内</b>	原則 <b>担保あり</b>							
融 資 保 険	金融機関の融資条件として、住宅融資保険等の加入を求められる場合があります。								
償 還 方 法	<b>元金均等月賦減償還方式</b> 融資額が300万円を超える場合は、元利均等月賦償還方式も選択できます。								

(利率は変更されることがあり、融資を受けるときの利率が適用されます。)

**高齢者とは**

満60歳以上の方をいいます。

**障害者等とは**

次のいずれかに該当する方をいいます。

- ・身体障害者手帳の交付を受けている方（1～4級）
- ・愛の手帳の交付を受けている方
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（1級）
- ・児童育成手当（障害手当）を受給している方
- ・脳性麻痺（ひ）又は進行性筋萎（い）縮症の方
- ・難病患者福祉手当を受給している方
- ・戦傷病者手帳の交付を受けている方
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による医療受給者証(精神通院医療)の交付を受けている方
- ・被爆者健康手帳の交付を受けている方

**多世代の世帯とは**

三世代以上同居の世帯をいいます。

**高齢化対応工事とは**

おおむね次のような工事をいいます。

**■浴室**

- ・洗面所と浴室の段差の解消
- ・浴室の出入り、移動、浴槽の立ち上がりが必要な手すりの設置
- ・またぎやすい高さの浴槽の設置

**■居室**

- ・住戸内の段差の解消
- ・滑りにくい床の仕上げ
- ・開閉しやすく安全な建具

**■便所**

- ・介助や杖の使用がしやすい広さ
- ・手すりの設置
- ・洋式便器への取り替え

**■廊下・階段**

- ・滑りにくい床の仕上げ
- ・連続した手すりの設置
- ・昇降しやすい勾配

**耐震改修工事とは**

杉並区木造住宅等耐震改修等助成要綱（平成20年12月10日杉並第50466号）第13条第1項第1号及び杉並区木造以外の建築物に関する耐震改修等助成要綱（平成20年12月10日杉並第53753号）第8条第1項に規定する建築物の住宅部分について行う耐震改修のための工事です。

**耐震改修工事で特別融資（特別利率）を受ける場合は**

杉並区の「簡易診断」を受け、杉並区の耐震診断（精密診断）結果報告書に基づき耐震改修を行う方、または、特定木造精密診断士による精密診断結果報告書に基づき耐震改修を行う方であって、耐震改修工事が融資申込額の2分の1以上を占める場合に適用します。（簡易診断及び耐震診断（精密診断）に関しては、都市整備部市街地整備課耐震改修担当へお問い合わせください。耐震改修工事には、区の助成制度があります。）

※住宅修築資金融資あっせん制度と耐震改修工事助成金制度（担当：市街地整備課）との併用はできません。耐震改修工事助成金をお受けになった場合は、耐震改修工事と合わせて行う修築工事費が融資の対象となります。その際の利率は、一般利率となります。

**アスベスト除去等の工事とは**

建物に用いられている吹付けアスベスト（石綿）等を除去したり、封じ込め又は囲い込みなどで飛散しないようにする工事をいいます。大気汚染防止法等に基づき、事前に届出が必要です。（アスベストに関しては、環境部環境課公害対策係へお問い合わせください。）

# 申込みに必要な書類（申込みに、次の書類が必要です。）

発行より3ヶ月以内のものをご用意ください

- 1. 融資あっせん申込書 ……………（区所定の様式）
- 2. 工事審査申請書 ……………（区所定の様式）
- 3. 土地の登記簿謄本 ……………（東京法務局杉並出張所）  
※ 借地の場合は「土地賃貸借契約書」
- 4. 家屋の登記簿謄本 ……………（東京法務局杉並出張所）  
東京法務局杉並出張所 住所：杉並区今川2丁目1-3 TEL:03-3395-0255
- 5. 申込者の源泉徴収票 又は 所得税の確定申告書の控え
- 6. 申込者の住民税の納税証明書 ……………（区役所）  
※ 現年度及び前年度の納税証明書をご提出ください。（4～6月は前年度の証明書ののみをご提出ください。）  
※ 納期後2週間以内の場合、納税が確認できるもの（領収書または通帳の写し）をご提出ください。（連帯保証人及び連帯債務者の納税証明書に関しても同様）
- 7. 連帯保証人の源泉徴収票 又は 所得税の確定申告書の控え
- 8. 連帯保証人の住民税の納税証明書……………（市・区役所）
- 9. 連帯保証人の住民票……………（市・区役所）  
（杉並区民は不要）
- 10. 工事見積書 ……………（工事施工業者が作成したもの）
- 11. 工事の着手前の写真 2部

※次に該当する方は、下記の書類もそろえてください。

## 障害者等の同居する世帯

身体障害者手帳等の写し

手帳等のない場合、手当の受給が

確認できるもの（通帳の写しなど）

## 同居予定者

戸籍謄本（申込者との関係がわかるものとして）

同居する旨の誓約書（書式自由）

住民票（杉並区民は不要）

## 建物所有者以外の同居の親族（本文3ページ参照）が申込者となる場合

建物所有者の承諾書（書式自由）

## 連帯債務者

戸籍謄本（申込者との関係がわかるものとして）

前年の源泉徴収票 又は 所得税の確定申告書の控え

住民税の納税証明書

住民票（杉並区民は不要）

## 借地上の建物の修繕及び増築

土地所有者の承諾書（書式自由）

## 増築

建築確認済証の写し

## マンションの共用部分の修繕

管理組合の総会の議事録 又は 各戸の修繕することについての承諾書

総工事費及び入居者負担額を表わす書類

## 高齢化対応工事

工事計画書

工事費明細書

## 耐震改修工事

工事計画書

工事費明細書

耐震診断結果報告書（精密診断）

精密診断審査結果報告書（特定精密診断の場合）

## アスベスト除去等の工事

工事計画書

工事費明細書

アスベスト含有の調査結果

（工事内容の詳細を表示したものであれば、工事見積書や図面でも可）

## 申込みにあたってのご注意

次のような場合には、融資のあっせんを取り消し、又は金融機関への利子補給を打ち切ることがあります。

- いつわり、その他不正な手段により融資あっせんを受けたとき。
- 修築資金を融資の目的以外に使用したとき。
- 返済が著しく遅滞したとき。
- 建築基準法、その他関係法令に違反したとき。
- 正当な理由がないのに、融資あっせんを申し込んだ同居予定者が同居しないとき。
- 資金の返済完了前に、融資を受けて修繕又は増築した住宅を他人に譲渡したり、住宅以外の用途に供したとき。

## 他の融資制度

次のところでも、住宅資金の融資、貸付をおこなっています。

- マンション共用部分リフォーム融資  
住宅金融支援機構 TEL 03(5800)9366
- その他 高齢者向けリフォーム融資  
住宅金融支援機構お客さまコールセンター TEL0120(0860)35
- 母子福祉資金・父子福祉資金（住宅資金）の貸付  
杉並福祉事務所  
高円寺事務所 TEL 03(5306)2611  
荻窪事務所 TEL 03(3398)9104  
高井戸事務所 TEL 03(3332)7221
- 生活福祉資金（住宅の増改築などにかかわる経費）の貸付  
（福）杉並区社会福祉協議会 TEL 03(5347)3134  
※詳細は、直接お電話でお聞きください。

賃貸住宅事業を営んでいる方への融資あっせん（12ページへ）

- 杉並区中小企業資金融資  
杉並区産業振興センター 就労・経営支援係 TEL 03(5347)9182



令和 ○年 ○月 ○日

杉並区長 あて

住宅修築資金融資あっせん申込書

申 込 者	住所	〒166-0004 杉並区 阿佐谷南 1 丁目 15 番 1 号 電話 03 (3312) 2111		
	フリガナ	スギナミ タロウ		
	氏名	杉並太郎	職業	会社員
	生年月日	昭和・平成 ××年 ×月 ×日 (×× 歳)	前年総所得額	3,500,000 円
	勤務先	名称 杉並商事 ㈱	所在地 杉並区天沼 〇-〇-〇	電話 〇〇(〇〇〇〇) 〇〇〇〇

融資申込額は千円以下を切捨てして下さい。

7年（特別融資は10年）以内で、返済完了時70歳未満となるよう設定してください。

融資申込額	(万円単位) 3,000,000 円	借入予定期間	7 年 箇月
工事費(概算)	(見積書の金額) 3,215,000 円	工事予定期間	約 1 箇月
特別区民税 都民税 (住民税)	(△△) 年度分	既納税額	滞納額
	150,000 円	150,000 円	0 円
確認済証番号及び年月日 (増築の場合のみ)	第 号	年	月 日

増築の場合のみ記入

※受付欄	工事の種類	<input checked="" type="radio"/> 1 修繕 <input type="radio"/> 2 増築 (該当に○印)
------	-------	-----------------------------------------------------------------------------

※印欄は記入しないでください。

工 事 場 所	杉並区阿佐谷南1-15-1		
工 事 を 必 要 と す る 理 由	建物の老朽化に伴う改修		
工 事 の 概 要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外壁と屋根の修理</li> <li>・ 壁紙の張替え</li> </ul>		
家 屋 使 用 の 権 利 形 態	1. 本	人	2. 同居の親族 (続柄 ) 3. 同居予定親族 (続柄 )
工 事 請 負 人	杉並工務店 杉並区荻窪4-1-1		

家屋の名義はどなたですか？

申込者から見た続柄を記入してください。

連 帯 保 証 人	住 所	〒164-0001 中野区中野 〇-〇-〇 電話 〇〇(〇〇〇〇) 〇〇〇〇			
	フリガナ	ナカノ ハナコ		職 業 会社員	
	氏 名	中 野 花 子			
	生 年 月 日	昭和・平成 ××年 ×月 ×日	申 込 者 と の 関 係	姉	
	勤 務 先	名 称	東京商事(株)	前 年 総 所 得 額	5,000,000 円
	所 在 地	千代田区丸ノ内 〇-〇-〇 電話 〇〇(〇〇〇〇) 〇〇〇〇		※住民税滞 納	有 無

この申込みの審査にあたり、 税情報及び住民基本台帳情報、 障害者情報の利用に同意します。	申込者氏名	杉 並 太 郎
	連帯保証人氏名	中 野 花 子

※印欄は記入しないでください。



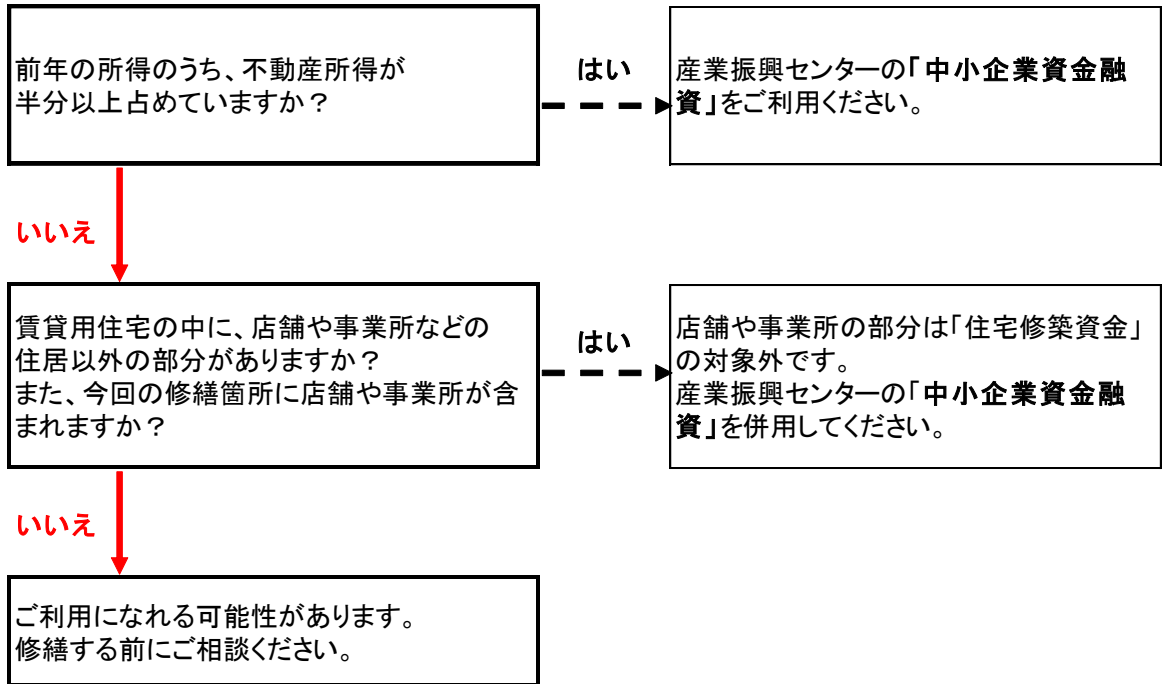
8 平面図及び配置図

工事前と工事後がわかるように、図面を記載してください。または、現状の図面に工事内容を書き込んでも構いません。別紙の添付可。

A large rectangular area filled with a fine grid, intended for drawing floor plans and configurations. The grid consists of small squares, providing a guide for scale and alignment.

## 《賃貸用住宅の所有者の方へ》

アパート等の賃貸用住宅を所有されている方が、その賃貸用住宅を修繕する場合、前年度の所得の種類によって産業振興センターの「中小企業資金融資」のご利用となります。



### ★ お申込になる方は、次のいずれにも該当することが必要です ★

- ① 区内に引き続き1年以上住所を有し、**区内に賃貸用住宅を所有**していること。
- ② **賃貸用住宅一棟当たりの前年の不動産所得が1200万円未満**であること。
- ③ 申込者の年齢が、申込時に満20歳以上で、返済完了時に満70歳未満であること。
- ④ 住民税を滞納していないこと。
- ⑤ 次の要件に該当する連帯保証人を1名得られること。
  - ・ 東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県又は山梨県に住所を有すること。
  - ・ 申込者と生計を一にしていないこと。
  - ・ 十分な保証能力が認められること。
  - ・ 住民税を滞納していないこと。
  - ・ 現在、「杉並区住宅修築資金」の融資を受けていないこと。
- ⑥ 現在同一の住宅について、「杉並区住宅修築資金」の融資を受けていないこと。

★ 融資の条件は次のとおりです ★

①【床面積】

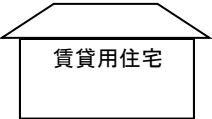
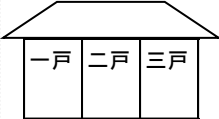
賃貸用住宅各戸の床面積が、25㎡以上165㎡以下であること。  
ただし、耐震改修工事の場合は、25㎡未満でも対象となります。

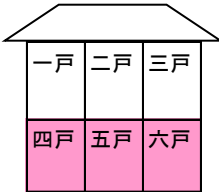
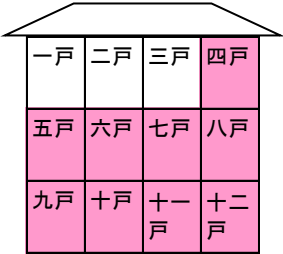
②【建物の構造】

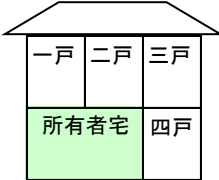
外壁と屋根が防火構造または不燃構造であること。

③【融資限度額】

見積書の金額の範囲内で、賃貸用住宅の戸数等によって違います。

 賃貸用住宅	<p>《賃貸用一戸建て》</p> <p><b>300万円まで</b></p>	 一戸 二戸 三戸	<p>《一棟に三戸以内》</p> <p>一棟あたり <b>300万円まで</b></p>
--------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------

 一戸 二戸 三戸 四戸 五戸 六戸	<p>《一棟に四戸以上》</p> <p>一棟あたり 300万円＋四戸めから一戸につき100万円の加算 <b>最高限度額 1,000万円まで</b></p>
<p>例① <math>300万円 + 100万円 \times 三戸(四戸めからの戸数)</math> = 600万円</p>	
 一戸 二戸 三戸 四戸 五戸 六戸 七戸 八戸 九戸 十戸 十一戸 十二戸	<p>例② <math>300万円 + 100万円 \times 九戸(四戸めからの戸数)</math> = 1,200万円 ただし、最高限度額を超えるので、融資額は1,000万円となる。</p>

 一戸 二戸 三戸 所有者宅 四戸	<p>《所有者が一緒に住んでいる場合》</p> <p>所有者宅300万円(特別融資対象者は500万円)に 賃貸用住宅一戸につき100万円の加算 <b>最高限度額 1,000万円まで</b></p>
<p>例③ 所有者宅 300万円(一般融資対象者)＋100万円×四戸＝700万円</p>	
<p>例④ 所有者宅 500万円(特別融資対象者)＋100万円×四戸＝900万円</p>	

**住宅修築資金取扱金融機関**  
以下からご希望の金融機関をお選びください

金融機関名	支店名	郵便番号	住 所	電話番号
きらぼし銀行	阿佐ヶ谷支店	164-0011	中野区中央5-1-3	5385-8052
	高円寺支店	166-0003	杉並区高円寺南4-27-6	3312-8301
山梨中央銀行	荻窪支店	167-0052	杉並区南荻窪1-42-15	3331-0101
興産信用金庫	中野支店	164-0002	中野区上高田2-50-1	3387-5151
東京シティ信用金庫	中野支店	164-0012	中野区本町3-11-7	3372-5421
芝信用金庫	上井草支店	167-0023	杉並区上井草3-31-20	3396-6311
東京三協信用金庫	井荻駅前支店	167-0023	杉並区上井草1-24-2	3390-4111
	高井戸支店	168-0072	杉並区高井戸東4-8-18	3333-8811
西京信用金庫	阿佐谷支店	166-0011	杉並区梅里2-18-10	3312-8111
	南中野支店	164-0013	中野区弥生町4-24-1	3381-8176
	上井草支店	167-0021	杉並区井草5-6-6	3395-2171
	西荻窪支店	167-0042	杉並区西荻北3-16-6	3395-2611
西武信用金庫	阿佐ヶ谷支店	166-0001	杉並区阿佐谷北4-23-7	3337-3221
	荻窪支店	167-0051	杉並区荻窪5-28-16	3393-1521
	浜田山支店	168-0065	杉並区浜田山3-26-16	3313-8201
	久我山支店	168-0082	杉並区久我山4-2-2	3332-3301
	杉並営業部	167-0043	杉並区上荻4-29-15	3301-7111
	阿佐ヶ谷南支店	166-0004	杉並区阿佐谷南3-32-18	3391-7111
	西荻窪支店	167-0053	杉並区西荻南3-8-6	3335-7111
	下井草支店	167-0021	杉並区井草1-1-1	3394-2311
荻窪西口支店	167-0043	杉並区上荻1-16-4	3220-2111	

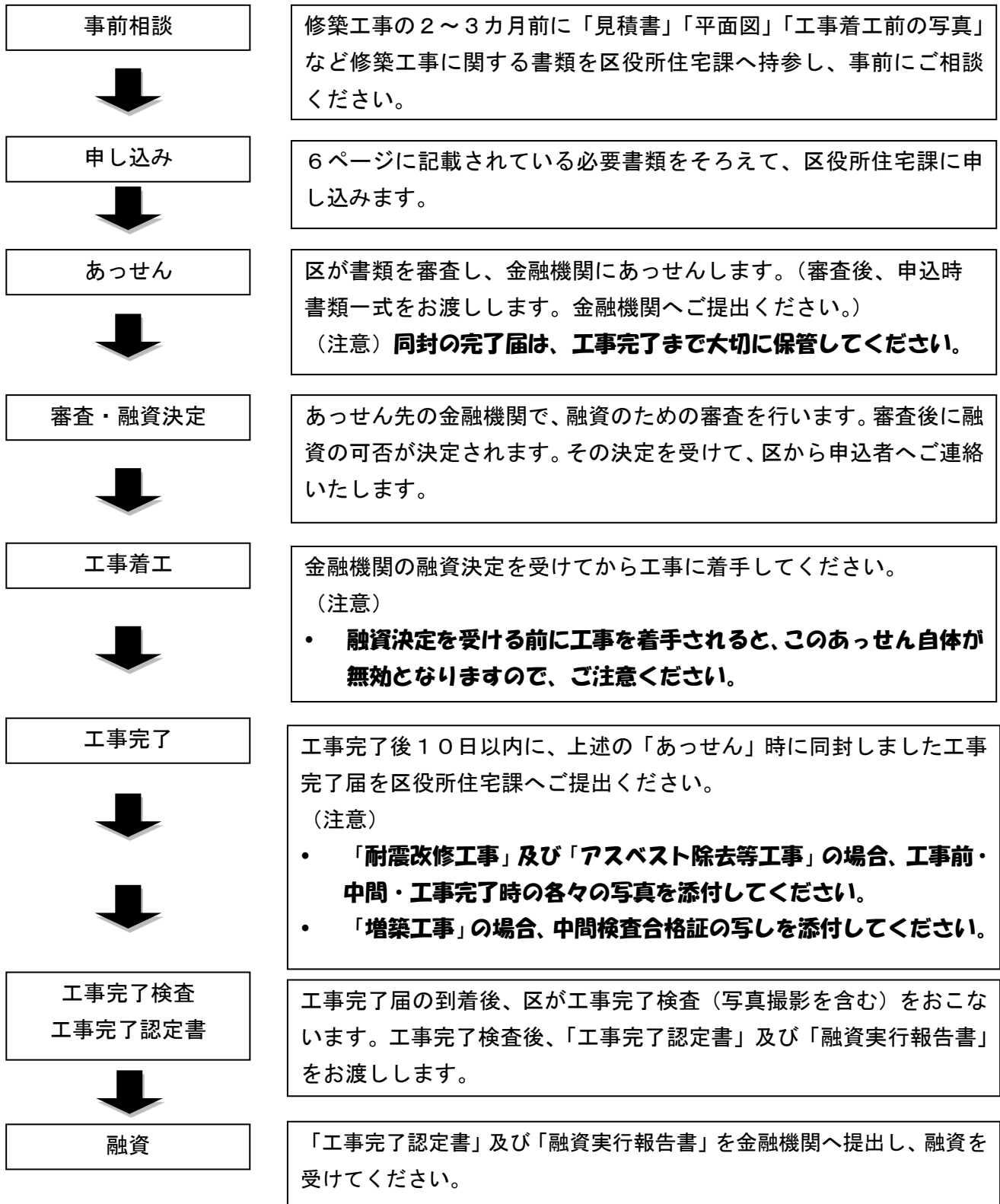
**住宅修築資金取扱金融機関**  
以下からご希望の金融機関をお選びください

金融機関名	支店名	郵便番号	住 所	電話番号
城南信用金庫	中野支店	164-0011	中野区中央5-16-1	3381-7136
	高円寺支店	166-0002	杉並区高円寺北2-41-21	3330-3211
昭和信用金庫	八幡山支店	168-0074	杉並区上高井戸1-1-11	3329-1021
	下高井戸支店	156-0043	世田谷区松原3-30-8	3321-4155
	桜上水支店	156-0045	世田谷区桜上水4-17-2	3329-3241
世田谷信用金庫	永福町支店	168-0063	杉並区和泉3-6-3	3322-4181
東京信用金庫	下井草支店	167-0022	杉並区下井草2-44-3	3396-7351
東京中央農業協同組合	城西支店	166-0015	杉並区成田東5-18-7	3392-7271



# 申込みから融資までの流れ

お申込みは、必ず工事に着手する前におこなってください。  
 着工後のお申込みについてはあっせんできません。



住宅修築資金融資あっせん制度（申込みのしおり）

令和6年4月発行

編集・発行

**杉並区都市整備部住宅課**

〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

TEL (3312) 2111 (代)